

令和3年（行ウ）第11号 日立市産業廃棄物処分場周辺道路整備事業費支出差止請求住民訴訟事件

原告 荒川 照明 外4名

被告 茨城県知事 大井川 和彦

準備書面(4)

令和5年7月31日

水戸地方裁判所民事第2部合議A係 御中

被告訴訟代理人弁護士

木島千華



被告指定代理人

畠山孝



同

加藤禎



同

檜村祐



同

赤嶺里



同

綿引瑞



同

畑澤喜彦



同

宮本治



本書面において、まず、本案前の答弁を追加し、その理由について述べ、次いで、原告第5準備書面における原告らの主張について、必要と考えられる範囲で反論を述べる。

なお、略語は従前の例による。

第1 本案前の答弁

- 1 原告らの訴えを却下する
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする
との判決を求める。

第2 本案前の答弁の理由

答弁書の第2（2頁）で述べたとおり、本件事業に係る令和3年度の事業費は、5億1121万4000円であり、そのうち、1553万1000円の支出が完了している。

また、被告準備書面（2）の30頁及び31頁で述べたとおり、本件事業費のうち、令和3年度の最終補正予算において8162万円を減額した上で、上記の1553万1000円を除いた4億1406万3000円を、令和4年度予算に繰越し済みである。

その後、上記の4億1406万3000円のうち、1億8137万960円について、パシフィックコンサルタンツ株式会社ほか11者に対し支払を行ったことにより支出が完了している。

なお、支出の詳細については、別紙のとおりである（乙77）。

そして、令和4年度予算に繰り越した上記の4億1406万3000円のうち、支出が完了している上記の1億8137万960円を除いた2億3269万2040円については、不用として整理し、令和5年5月31日をもって出納が閉鎖されている。

したがって、本件事業費のうち1億9690万1960円については、公金の支出が完了しており、また、その余の2億3269万2040円については、本件事業費として支出されないことが確定しており、本件事業費について差止めの余地はないことから、請求の趣旨第1項は、不適法である。

第3 新産業廃棄物最終処分場の施設の基本設計について

被告は、準備書面(2)の26頁で述べたとおり、令和4年4月に策定した基本計画に基づき、施設の建設を目的とする基本設計の作成作業を行い、当該基本設計は、令和5年3月に完了した。

基本設計においては、基本計画を基に、安全性を第一に各施設の諸元や規模の検討を行った結果、施設の配置計画や埋立地、浸出水の調整槽の容量などの諸元を一部見直した(乙78)。

埋立地については、新設道路の計画との調整を行い、新設道路の線形が本件処分場予定地側になったことから、新産業廃棄物最終処分場の形状を一部見直し、埋立地の面積を(基本計画における約9.8haから)約9.3haに、埋立地の容量を(基本計画における約244万 m^3 から)約240万 m^3 に変更した(乙78の3頁)。

浸出水の調整槽については、上記の埋立地の面積の変更に伴い、浸出水の発生量が減少するため、調整槽の容量を(基本計画における約3万300 m^3 から)約2万8000 m^3 に変更した(乙78の3頁)。

また、埋立地で発生した浸出水を調整槽まで導水する方法については、維持管理上の安全対策として、自然流下による導水管に加え、ポンプ圧送による導水管を追加し、2系統での導水経路と調整槽(第1調整槽・第2調整槽)を確保することとした(乙78の3頁)。

なお、浸出水の調整槽は、浸出水処理施設(埋立地内の浸出水を処

理し、放流先の公共水域及び地下水を汚染しないよう処理することを目的とする施設)である。

防災調整池については、新産業廃棄物最終処分場の東側及び南側の法面部(鉱山の掘削に伴い生じたもの)の安全対策として、当該法面部のモルタル吹付施工を追加したことにより、当該法面部の吸水量が減少することから、雨水の集排水計画を見直して、防災調整池の容量を増やし、(基本計画における約3万1000m³から)約3万5000m³に変更した(乙78の3頁)。

なお、防災調整池は、新産業廃棄物最終処分場の埋立地の周辺で降った雨水の流出量の増大を抑制し、鮎川への放流量を調整するために設けられるもので、開発に伴う雨水の流出量を安全に流下させて防災設備としての機能を果たすものである(乙54の1の123頁)。

上記で述べたように、基本設計による施設の見直しによって、一層雨水処理能力が高い新産業廃棄物最終処分場が整備されることとなる。

第4 原告第5準備書面における主張に対する反論について

1 水防法の規定及び改正の経緯について

(1) 水防法の目的について

同法1条において、この法律は、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際して、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的とされている。

「逐条解説水防法 第二次改訂版」(乙79。以下「逐条解説水防法」という。)において、同条は、水防の意義及び範囲を理解する上において重要な意義を有するものであるとされているところ、水防は、「洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し」てなされるものである

とされており、この場合の「洪水」とは、溢れる水、すなわち、氾濫する場合を意味するのではなく、高水、すなわち、河川からの大きな出水をいうものと解すべきであるとされている。

また、「水防」の定義は、同条の規定により、「水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減する」ことであると理解されるとされているところ（乙79の28頁）、この場合の警戒、防御、被害の軽減は、具体的行為のみでなく、それに伴う水防組織の整備その他の水防に関する事務が含まれるものであるとされており（乙79の28頁）、「被害の軽減」とは、堤防が決壊し又は河川が氾濫した場合において、その被害が増大しないように応急的措置を講ずることであって、決壊口が拡大しないように障害物を投棄するとか、氾濫を軽減するために堤防上に土のうを積むなどのことをいい、将来の災害復旧工事の前提となる仮締切等の仮設工事を行うことは含まないとされている（乙79の28頁）。

なお、逐条解説水防法において、国民の生命と財産を水害から守るためには、河川改修等のハード対策と住民の避難確保等のソフト対策の両面からの対策が不可欠であるとされており、水防法では、主にソフト対策を強化する観点から、平成25年と平成27年の二回にわたり改正を行っており、平成27年改正では、これまでの想定を超える浸水被害の発生に対応するため、洪水に係る浸水想定区域の対象降雨をいわゆる「計画規模降雨」から「想定しうる最大規模の降雨」に拡充しているとされている（乙79の2枚目）。

(2) 水防法等の一部を改正する法律（平成27年法律第22号）による水防法の改正（平成27年度水防法改正）について

改正前の水防法においては、「河川の洪水防御に関する計画の基本となる降雨」（以下「計画降雨」という。）を前提として洪水に係る

浸水想定区域を指定するものとされていたが、これまでの計画降雨を上回る降雨が発生しており、被害が頻発、激甚化することが想定されているとして、改正後の水防法においては、「想定し得る最大規模の降雨であって国土交通大臣が定める基準に該当するもの」(以下「想定最大規模降雨」という。)を前提にするものとされたものである(乙80及び乙81)。

また、想定最大規模降雨は、命を守ること(避難行動)を優先とするため、被害が最大となるように設定された計算条件であるところ(乙81の2枚目)、その降雨規模は、1000年に1回程度(1000年毎に1回発生する周期的な降雨ではなく、1年の間に発生する確率が $1/1000$ (0.1%)以下の降雨)を想定されている。

(3) 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和3年法律第31号)による水防法の改正(令和3年度水防法改正)について

今後、気候変動により降雨が増加すると、戦後最大規模降雨や年超過確率 $1/100 \sim 1/200$ 相当の降雨といった、過去に発生した現象やそれらの統計解析に基づき策定された現在の治水計画では、その整備が完了しても、必要とする安全度が確保されないことや、平成27年9月関東・東北豪雨を契機に、施設では防ぎきれない水災害は必ず発生するとの考えの下、従来の河川管理者が主体となった河川区域を中心としたハード整備だけでは、計画的に治水安全度を向上させていくことは容易ではないことが指摘される中、国においては、「流域治水」を推進している。

流域治水とは、「河川、下水道、砂防、海岸等の管理者が主体となって行う対策に加え、集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、その流域全員が協働して、①氾濫をでき

るだけ防ぐ・減らす対策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策、までを多層的に取り組むこととされている（乙 8 2 の 2 1 8 頁ないし 2 2 0 頁）。

令和 3 年度の水防法改正は、実効ある避難を促すため、市町村によるハザードマップの作成対象を拡大し、浸水リスク情報の空白域を解消することを目的の一つとしている（乙 8 3）。

改正前の水防法においては、洪水による土地の浸水リスクの公表については、「洪水予報河川」及び「水位周知河川」（いずれも洪水により国民経済上重大な損害又は相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定されたもの）を対象に、想定し得る最大規模の降雨（年超過確率 1 / 1 0 0 0 等）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を国土交通大臣又は都道府県知事が洪水浸水想定区域として指定し、公表することとされていたが、水害リスク情報の空白地帯を解消し、住民等の円滑かつ迅速な避難確保を図るとして、改正後の水防法においては、洪水浸水想定区域の指定対象となる河川に、特定都市河川浸水被害対策法に基づき指定された「特定都市河川」（都市部を流れる河川であって、その流域において著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれがあるにもかかわらず、河道又は洪水調節ダムの整備による浸水被害の防止が市街化の進展又は当該河川が接続する河川の状況若しくは当該都市部を流れる河川の周辺の地形その他の自然的条件の特殊性により困難なものうち指定されたもの）及び「一級河川又は二級河川で洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの」が追加されたものである（乙 6 8）。

（４）洪水浸水想定区域について

ア 水防法 1 4 条に規定する洪水浸水想定区域は、水防上特に重点

的に円滑かつ迅速な避難のための措置を講じることにより安全性の向上を図るべきとされている区域であり、平時から、浸水の可能性のある区域を想定するとともに、安全性の高い避難場所を定めて、住民や滞在者等に周知して、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保といった取組を促進することで、被害の防止・軽減につなげていくための制度とされている（乙67の92頁）。

イ 被告準備書面（2）の63頁ないし65頁で述べたとおり、水防法14条においては、国土交通大臣又は都道府県知事は、同条1項（国土交通大臣による指定）又は2項（都道府県知事による指定）に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定最大規模降雨（想定し得る最大規模の降雨であって国土交通大臣が定める基準に該当するもの）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとされているところ、同法14条1項に基づき国土交通大臣が指定する洪水浸水想定区域は、次の（ア）ないし（ウ）に掲げる河川を対象とすることとされており、同法14条2項に基づき都道府県知事が指定する洪水浸水想定区域は、次の（エ）ないし（カ）に掲げる河川を対象とすることとされている。

（ア）水防法10条2項（洪水予報河川）又は13条1項（水位周知河川）の規定により指定した河川

（イ）特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）3条1項の規定により指定した河川（特定都市河川）

（ウ）上記の（ア）及び（イ）に掲げるもののほか、河川法9条2項に規定する指定区間外の一級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準

(周辺地域に住宅、要配慮者利用施設その他の洪水時に避難を行うことが想定される者が居住等する建築物等が存すること等)に該当するもの

(エ) 水防法 11 条 1 項 (洪水予報河川) 又は 13 条 2 項 (水位周知河川) の規定により指定した河川

(オ) 特定都市河川浸水被害対策法 3 条 4 項から 6 項までの規定により指定した河川 (特定都市河川)

(カ) 上記 (エ) 及び (オ) に掲げるもののほか、河川法 9 条 2 項に規定する指定区間内の一級河川又は同法 5 条 1 項に規定する二級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準 (周辺地域に住宅、要配慮者利用施設その他の洪水時に避難を行うことが想定される者が居住等する建築物等が存すること等) に該当するもの

ウ 以上のおりであるから、改正後の水防法においても、洪水浸水想定区域の指定対象は、一級河川又は二級河川に指定されていることが前提となっている。

- 2 「第 2 原告らの第 2 準備書面での主張」(1 頁及び 2 頁) について被告は、被告準備書面 (1) 16 頁及び 17 頁で述べたとおり、基本方針において、県内全域を対象に整備可能地を調査・選定し段階的に絞り込みを行うこととし、1 次スクリーニングから 3 次スクリーニングまでを経て得られた複数の候補地の中から、最終候補地を決定することとした (乙 7 の 13 頁及び 14 頁)。

また、1 次スクリーニングでは、法令による規制状況等によるスクリーニング (法令上の規制区域 (土地利用計画面、自然環境保全、防災面)、立地上の制約区域 (地形・地質、浸水・地盤沈下等)) を行い、立地回避区域を除く県内全域から、基本方針において定めた埋立て規

模を基に、地形、浸出水の処理、アクセス、周辺状況等を考慮して抽出を行うこととした（乙7の13頁）。

この法令上の規制区域や立地上の制約区域は、行政庁による指定等がされている区域や、東日本大震災で発生した津波による被害範囲、水道用水等の取水位置から1km以内の範囲など、文献調査等により客観的に把握することができるものを選定項目としたものである。

立地上の制約区域の一つである「浸水想定区域」（水防法14条の洪水浸水想定区域）についても、同様に洪水ハザードマップで確認することができるという趣旨で選定項目としたものである。県内全域の水防法14条の規定に基づく指定がされていない場所について、同法の指定の基準に照らして、指定の実質を有するか否かを調査し、審査することまで行う趣旨で設定した選定項目ではない。

したがって、「浸水想定区域」（水防法14条の洪水浸水想定区域）を立地上の制約区域の一つとしていることは、原告らが主張するような、本件処分場予定地が水防法の洪水浸水想定区域に準じた考慮が必要であるという実体的な意味での「裁量権行使の基準」ではない。

3 「第4 原告らの反論及び主張の補充」（2頁ないし12頁）について

(1) 「1 本件処分場予定地は、水防法上の「洪水浸水想定区域」に準じて考慮されるべきである」（2頁ないし6頁）について

ア 原告らは、本件処分場予定地の中心を「唐津沢」なる河川が流れており、当該「唐津沢」は、二級河川鮎川の支川であり、日立市の管理する普通河川である旨主張している。

しかし、原告らが本件処分場予定地の中心を流れているという「唐津沢」なる河川が具体的に何を指すのか、必ずしも明らかではないが、そもそも、以下で述べるとおり、新産業廃棄物最終処

分場の予定地には、河川は存在しない。

- (ア) 被告準備書面(2)の65頁で述べたとおり、原告らのいう「唐津沢」が、被告が行った水文調査(乙51の4、乙54の2)における「検討対象範囲」(本件候補地・本件処分場予定地を含む流域。乙51の4の1頁、乙54の2の64頁)への流入が確認された表流水(地上を流れる水。当該調査における流量観測地点である地点1で観測したもの。乙51の4の7頁、乙54の2の70頁、乙69)の流れを指すとすれば、それは、上記1(4)の洪水予報河川、水位周知河川又は特定都市河川のいずれにも当たらず、また、一級河川又は二級河川のいずれにも当たらない。

なお、この水文調査の結果、上記の表流水以外には、上記の「検討対象範囲」に流入している表流水(地上を流れる水)は確認されていない。

- (イ) 鮎川は、本件処分場予定地の北西付近の日立市諏訪町地内に端を発し、本件処分場予定地の北部を西から東に流れた後、諏訪町、西成沢町、中成沢町、鮎川町を流れ、東成沢町1丁目と国分町3丁目の境にある河口で太平洋に注ぐ河川である(乙84)。このうち、諏訪町字大平田地先から河口までの区間は河川法5条に基づく二級河川として茨城県知事の管理に、残りの区間については普通河川として日立市長の管理となっている(乙85)。

茨城県知事が同法12条に基づき調製する「河川現況台帳」上、二級河川鮎川に「唐津沢」なる支川があるとの記載はなく(乙86)、また、日立市長が管理する普通河川の区間は、新産業廃棄物最終処分場の予定地の県道37号を挟んで北側を流れ

ており、原告らが本件処分場予定地の中心を流れると主張する「唐津沢」とは、全く一致しない。

また、普通河川とは、河川法100条の2において、一級河川、二級河川及び準用河川以外の河川をいうものとされている。普通河川は、法定外公共物である水路と重なるところ、法定外公共物たる水路は、公図上では、「水」と表記され、その存在が明記されているのが通常であるが、新産業廃棄物最終処分場の予定地一帯の現在の公図及び閉鎖された公図にもそのような記載はない(乙87及び88)。

(ウ) また、国土地理院が公開している空中写真においても、原告らの主張するような「唐津沢」なる河川の存在は、確認できない(乙89)。

(エ) さらに、訴外日立セメント株式会社によれば、鉾山東側の大久保林道沿いに沢があり、以前は林道から「けもの道」沿いに沢水が流れていたと推測するとされ、本件処分場予定地の中心に「唐津沢」なる河川は存在していなかったとのことである(乙48の2の10頁)。

(オ) 以上のとおり、新産業廃棄物最終処分場の予定地内には原告らのいう「唐津沢」なる河川は存在しないから、原告らの主張は、明らかに失当である。

イ 原告らは、令和3年度に行われた水防法の改正において、一級河川や二級河川の支川のうち、それらの河川指定がなされていない河川であっても、洪水浸水想定区域の指定対象に追加されたかのように主張している。

しかし、上記1(3)で述べたとおり、当該改正で、都道府県知事が洪水浸水想定区域を指定する対象として追加された河川に

についても、一級河川又は二級河川に指定されていることが前提とされており、一級河川や二級河川の支川のうち、それらの河川指定がなされていない河川であっても、洪水浸水想定区域の指定対象に追加されたかのような原告らの主張は当たらない。

そもそも、上記1(4)で述べたとおり、洪水浸水想定区域とは、水防上特に重点的に円滑かつ迅速な避難のための措置を講じることにより安全性の向上を図るべき政策的な区域であり、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保といった浸水の防止の取組を促進することで、被害の防止・軽減につなげていくための制度とされていることから(乙67の92頁)、産業廃棄物最終処分場等の施設の整備の基準ではないことは明らかである。

また、上記1(3)で述べたとおり、令和3年度の水防法改正は、実効ある避難を促すため、市町村によるハザードマップの作成対象を拡大し、浸水リスク情報の空白域を解消することを目的の一つとしているが(乙83)、当該改正により、新たに洪水浸水想定区域の指定対象となった区域についても、その指定によって産業廃棄物最終処分場等の施設の整備の基準が設定されるものではないことは明らかである。

また、原告らの主張は、新産業廃棄物最終処分場に係る雨水等の処理に対し、1000年に1度の降雨に対応した治水対策を求めている趣旨のようであるが、そもそも、「洪水浸水想定区域」は、適切な避難場所の設定等の円滑かつ迅速な避難等のための措置を講じること等の一層効果的な住民の避難の確保を図ること等を目的としているものであり、そして、1000年に1度の想定最大規模降雨というのは、避難行動を優先とするため、被害が最大となるように設定された計算条件である(乙81の2枚目)。

「洪水浸水想定区域」は、洪水、高潮等による災害の発生の防止等を目的とする「治水」(乙90)とは、基本的な考え方を異にしている。

ウ また、原告らは、「唐津沢」も二級河川鮎川の支川である以上は、本件処分場予定地もまた、流域治水の観点から鮎川の治水の一環として考えるべきであり、本件処分場予定地は、水防法の洪水浸水想定区域に準じた考慮が必要であったと主張している。

まず、原告らは、水防法の洪水浸水想定区域に準じた考慮が必要だったと主張するが、そもそも、洪水浸水想定区域に準じた考慮とは何を意味するものなのか、不明である。

仮に、原告らの主張が、新産業廃棄物最終処分場の予定地が実質的に洪水浸水想定区域に相当する場合には、産業廃棄物最終処分場等の施設の建設が禁止されるという趣旨であるならば、新産業廃棄物最終処分場の予定地は洪水浸水想定区域ではない上、上記イで述べたように、洪水浸水想定区域とは、水防上特に重点的に円滑かつ迅速な避難のための措置を講じることにより安全性の向上を図るべき政策的な区域であって、産業廃棄物最終処分場等の施設の整備の基準ではないことから、原告らの主張は失当である。

いずれにせよ、上記ア及びイで述べたとおり、原告らが主張するような「唐津沢」なる河川は存在せず、存在しない河川に対する治水対策を求めることは、前提からして失当である上、そもそも、洪水浸水想定区域は治水対策のための区域でもない。

上記1(3)で述べたとおり、流域治水とは、①氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策をハード・ソフト一体

で多層的に進めるものであるが、このうち、水防法による洪水浸水想定区域の指定は、被害の軽減、早期復旧・復興のための対策のうち、土地のリスク情報の充実のためのソフト対策であり、氾濫をできるだけ防ぐ、減らすためのハード対策とは、目的を異にするものである。

エ 原告らは、水防法改正を受けて、改めて本件処分場予定地が浸水想定区域に準ずるものといえるかどうかの検討を行うべきであった旨主張している。

しかし、新産業廃棄物最終処分場の候補地の選定のためのスクリーニングは、その時点における客観的な各種法規制の状況等をスクリーニング項目として整理して行うものであり、その選定の数年後にスクリーニング項目の一つに関係する法律の改正があったとしても、改めて選定をやり直さなければ、当初の選定が違法になるということはない。

繰り返しになるが、「洪水浸水想定区域」とは、産業廃棄物最終処分場等の建設を禁止するものではなく、事後に水防法が改正され、洪水浸水想定区域に指定されるようなことが仮にあったとしても（本件処分場予定地が洪水浸水想定区域に指定される予定であるという趣旨ではない。）、その浸水想定に対応した情報収集・伝達、防災教育・訓練、浸水防止対策に使用する資機材の備蓄等の浸水対策を検討していくことになるものである。

改めて本件処分場予定地が浸水想定区域に準ずるものといえるかどうかの検討を行うべきとする原告らの主張は、原告らの主観に基づく意見にすぎない。

(2) 「2 本件処分場予定地が洪水浸水想定区域の実質を有すること」
(6頁及び7頁)について

ア 原告らは、本件処分場予定地とされている「唐津沢」の集水域は、118.30haであり、この流域に降った雨は「唐津沢」に集まると主張している。

しかし、原告らが「唐津沢」の集水域という、その「唐津沢」が何を指しているのか不明であり、上記3(1)で述べたとおり、新産業廃棄物最終処分場の予定地には河川は存在しない。

被告準備書面(2)の32頁で述べたとおり、新産業廃棄物最終処分場の整備後においては、新産業廃棄物最終処分場の整備予定地を含む集水域は、新設道路により東西に分割され、①処分場の西側の新設道路以西(処分場の敷地外)の流域の雨水は、新設道路に整備する側溝や新設道路の西側に整備する水路により鮎川へ放流することとなり、②処分場の敷地内の埋立地外周(南側及び東側)の雨水等については、暗渠管や雨水排水側溝から防災調整池を経て鮎川へ放流することとなる(乙54の1の117頁及び118頁)。

また、本件処分場予定地内には、訴外日立セメント株式会社が鉾山内の雨水排水をするために設置した水路があるが、被告及び事業団においては、現在の水路の位置が新産業廃棄物最終処分場及び新設道路を整備する予定の区域内にあるため、既存の水路は撤去が必要となるものの、改めて、新設道路の西側に現在と同等の機能を有する水路を整備して、西側の雨水を鮎川へ放流する計画としている。

また、上記第3で述べたとおり、被告は、基本計画を踏まえた基本設計を行い、安全性を第一に各施設の諸元や規模の検討を行った結果、施設の配置計画や埋立地、浸出水の調整槽容量などの一部見直しを行っている(乙78)。

埋立地については、新設道路の計画との調整を行い、新設道路の線形が本件処分場側になったことから、処分場の形状を一部見直し、埋立面積を（約9.8haから）約9.3haに、埋立容量を（約244万 m^3 から）約240万 m^3 とした（乙78の3頁）。

浸出水調整槽については、上記埋立地面積の変更に伴い、浸出水の発生量が減少するため、調整槽の容量を（約3万3000 m^3 から）約2万8000 m^3 とした。また、埋立地で発生した浸出水を調整槽まで導水する方法については、維持管理上の安全対策として、自然流下による導水管に加え、ポンプ圧送による導水管を追加し、2系統での導水経路と調整槽を確保することとした（乙78の3頁）。

防災調整池については、新産業廃棄物最終処分場の東側及び南側の法面部（鉦山の掘削に伴い生じたもの）の安全対策として、当該法面部のモルタル吹付施工を追加したことにより、当該法面部の吸水量が減少することから、雨水の集排水計画を見直して、防災調整池の容量を増やし、（約3万1000 m^3 から）約3万5000 m^3 とした（乙78の3頁）。

基本計画においても従来の処分場よりも高度な安全対策を施すこととしていたところ、これらの見直しにより、一層雨水処理能力が高い施設となる設計がなされている。

イ 原告らは、「鈴木意見書」（甲19）を引用して、本件処分場予定地は水防法上の洪水浸水想定区域に準じて取り扱うべきである旨主張している。

上記1（4）で述べたとおり、水防法に基づく洪水浸水想定区域の指定の対象となるものは、洪水予報河川、水位周知河川、特定都市河川又は河川法9条2項に規定する指定区間内の一級河川

若しくは同法5条1項に規定する二級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準（周辺地域に住宅、要配慮者利用施設その他の洪水時に避難を行うことが想定される者が居住等する建築物等が存すること等）に該当する河川とされている。

しかし、(1)アで述べたとおり、原告らがいうような、本件処分場予定地の中心を流れる「唐津沢」なる河川は存在しない。

なお、鈴木意見書では、被告が、令和3年度に改正された水防法に基づき、洪水浸水想定区域図の作成予定を令和7年度としていることが「犯罪的な行為である」などとされている。

しかし、令和3年度の水防法改正において、「新たな洪水浸水想定区域の指定は、令和7年度までに実施することを想定している。」とされており（甲16の4頁）、被告においても、全ての県管理河川において、令和7年度までに洪水浸水想定区域を指定することとしている。同意見書に基づく主張は、適当でない。

ウ 原告らは、鈴木意見書によれば、「唐津沢」は、約57万 m^3 の雨水貯留が可能であるとして、洪水に対する防災ダムの機能を果たしていると主張している。

しかし、昭和22年の空中写真において、湛水の存在は確認されない（乙89）。

また、訴外日立セメント株式会社によれば、採掘跡の窪地に水が溜まり始めたのは平成15年頃からであるとされ、溜まった水についてはポンプ排水を行っていたが、現在は、排水を停止しているため湛水しているとされている（乙48の2の11頁）。

そうすると、原告らが「防災ダム」と呼んでいる現在の湛水は、同社が本件処分場予定地における採掘を停止し、排水を停止した

平成31年以降に形成されたものにすぎないのであって、原告らの本件処分場予定地の湛水が「防災ダム」の機能を果たしているとの主張は、甚だしい誇張であることは明らかである。

そもそも、洪水に対するダムの機能とは、豪雨による洪水時に上流からの流水を一定量貯め込み、下流河川への流量を調節して下流の洪水被害を軽減するという洪水調節機能をいうものである（乙91の2頁）。洪水調節というのは、ダム上流域での大雨により、ダムへの水の流入量が増大し、ダム毎に決められた基準値（洪水量）に達したら、流入量の一部を放流し、残りをダムに留めることにより、ダム下流の河川水位の上昇を抑えて浸水被害を軽減するというものである（乙91の6頁）。

本件処分場予定地の湛水は、単に雨水が溜まっているだけであって、洪水調節の機能を有していないのであるから、この点においても、本件処分場予定地の湛水が防災ダムであるという原告らの主張は、誇張にすぎないのである。

さらに、被告準備書面（2）の5頁で述べた水文調査（本件処分場予定地及びその周辺の地域への水の流入量となる降雨量に対して、水の流出量となる場外への流出量、蒸発散量、湛水の変化量等の概略値の検討を行うとともに、地下水集排水設備等の水処理施設や遮水工などの設計を行うための基礎資料を得ることを目的として、令和3年9月19日から10月18日までの30日にかけて、被告が実施した水文調査）において、西側流域に降った雨水のうち、本件処分場予定地内の西側斜面沿いの水路を通り、流域外へ排出された雨水及び蒸発散により流出した雨水を除いた一部が湛水になり、鮎川方面に流出していると考えられる結果となっている（乙54の2の67頁及び77頁）。

これに対し、原告らの主張は、現状の雨水の流れを把握せず、あたかも西側流域に降った雨水の全てが湛水に集水されることを前提としたものであり、事実に基づいたものとは到底言い難い。

なお、原告らは、鈴木意見書を引用して、「唐津沢」の貯留可能な雨水量は57万2600m³になることが確認されている旨主張するが、同意見書においては、この容量をどのように算定したのか示されておらず、また、何をもって、「確認されている」としているのかも不明である。

(3)「3 鮎川の流下能力からみた本件処分場予定地の洪水の危険性」
(7頁ないし10頁)について

ア 原告らは、「唐津沢」の集水域に降った雨が窪地に集水され、処分場の建設によって窪地が埋め立てられた場合には、「唐津沢」の集水域に降った雨が窪地にたまることなく、そのまま鮎川に流入することになると主張している。

しかし、被告は、新産業廃棄物最終処分場について、近年の集中豪雨に対応可能な容量の浸出水処理施設や防災調整池を整備し、浸出水については、浸出水処理施設で浄化した上で公共下水道へ放流し、雨水や地下水については、防災調整池を経て、流量調整をしながら鮎川へ放流を行うこととしている。

また、原告らのいう「唐津沢」の集水域がどの範囲を指しているのか不明だが、上記(2)アで述べたとおり、新産業廃棄物最終処分場の整備後においては、新産業廃棄物最終処分場の整備予定地を含む集水域は、新設道路により東西に分割され、①処分場の西側の新設道路以西(処分場の敷地外)の流域の雨水は、新設道路に整備する側溝や新設道路の西側に整備する水路により鮎川へ放流することとなり、②処分場の敷地内の埋立地外周(南側及

び東側)の雨水等については、暗渠管や雨水排水側溝から防災調整池を経て鮎川へ放流することとなる(乙54の1の117頁及び118頁)。

したがって、「唐津沢」の集水域に降った雨がそのまま鮎川に流入することになるという原告らの主張は、当たらない。

なお、準備書面(2)で述べたとおり、被告が行った水文調査(乙51の4、乙54の2)によれば、本件処分場予定地内の湛水に水が集まるのは流域2の集水域であり、本件処分場予定地から南西側に位置する流域1(原告らのいう「西側流域」が含まれる流域)については、降雨量の74.7%が、本件処分場予定地内の地点1(当該水文調査における流量観測地点。乙51の4の7頁、乙54の2の70頁、乙69)に至るまでには、蒸発散し、また、一部が流域2に表面流出しているものの、大部分が本件処分場予定地の西側斜面沿いの水路を通り、鮎川へ流出している。

また、新産業廃棄物最終処分場の事業主体である事業団において、被告が実施した水文調査を踏まえ、現在、施設のより詳細な設計のための水文調査を実施中であり、その調査の結果を、遮水工や地下水集排水設備、浸出水処理施設等の整備に活用していく方針である。

イ 鈴木意見書への反論

(ア) 鈴木意見書は、被告が、鮎川の流下能力に対し防災調整池の許容放流量について堅実な数値を採用していることを無視していること。

鈴木意見書は、「鮎川の流路には隧道(トンネル)があり、流下能力が18.437 m³/sと極めて小さく」と述べている(甲19の1頁)。

この点について、鈴木意見書は、鮎川の流下能力に対する許容放流量の値を問題としているようであるが、被告は、上記アで述べたとおり、新産業廃棄物最終処分場における雨水や地下水について、防災調整池を経て、流量調整をしながら鮎川へ放流を行うこととしているところ、防災調整池の許容放流量については、放流先の鮎川の流下能力 $18.437\text{ m}^3/\text{s}$ に対し、 $1.0681\text{ m}^3/\text{s}$ の値としている（乙54の1の127頁）。

鈴木意見書は、被告が上述のとおり鮎川の流下能力に対し、防災調整池の許容放流量について堅実な数値を採用していることを無視しており、失当である。

なお、上記アで述べたとおり、事業団においては、被告が実施した水文調査を踏まえ、現在、施設のより詳細な設計のための水文調査を実施中であり、その調査の結果を、遮水工や地下水集排水設備、浸出水処理施設等の整備に活用していく方針である。

(イ) 鈴木意見書において前提とされている降雨強度の誤り

鈴木意見書は、「西側から流出する雨水の最大流量は、降雨強度を 153 mm/hr とし、流出係数を 0.7 と仮定すると、 $24.2\text{ m}^3/\text{s}$ となり、許容放流量の 10.2 倍にもなる。このような状態では、以下のように、豪雨時の降雨量の大部分を巨大な防災調整池で貯留する必要があり、實際上実現は不可能」としている（甲19の2頁）。

鈴木意見書が前提としている降雨強度「 153 mm 」というのは、水防法の想定最大規模降雨のうち、関東地域における「1時間」の値と同じ値であるが、そもそも、水防法は、適切な避難場所の設定等の円滑かつ迅速な避難等のための措置を講じる

こと等の一層効果的な避難の確保を図ることを目的とするものであり、想定最大規模降雨は、洪水浸水想定区域の指定に当たり、避難行動を最優先とするよう、被害が最大となるよう設定された計算条件であるから、そのような値を用いて、新産業廃棄物最終処分場の防災調整池の能力を論じること自体、前提からして誤りである。

また、雨水対策施設である防災調整池の算定に用いるべき降雨強度は、地域（都道府県）ごとに過去の降雨統計データをもとに定められたものとなっており（乙46の2の9頁）、茨城県においては、調整池技術基準により、調整池の計画地点（所在地）により、水戸、館野（つくば市）のいずれかの値を使用することとされている（乙46の1の9頁）。

そして、新産業廃棄物最終処分場予定地は、水戸のエリアに存するため、「調整池等設計の手引き」の「水戸降雨強度式による数値表」による30年確率降雨強度式である $r = 1402 / (T^{2/3} + 3.48)$ （乙46の2の10頁）により、降雨強度を算定するべきものである。

また、鈴木意見書は、「西側流域に24時間で690mmの降雨量がある場合には、流出係数を0.7と仮定すると、雨水の総流出量は393,500m³となる。一方、24時間に渡り許容放流量2.37m³/s（1時間あたり8,532m³）に従って放流を続けたときの雨水の総放流量と防災調整池の雨水貯留量の変化は、表1に示す通りである。」としているが（甲19の2頁及び3頁）、上述のとおり、新産業廃棄物最終処分場の防災調整池を論じるのに水防法の想定最大規模降雨の値を前提にしていることから、前提からして失当である。

そもそも、防災調整池の計画・設計を行う際に用いる雨水流出量については、整備要領によると、一般に、「 $Q = 1 / 360 \cdot f \cdot r \cdot A$ 」との合理式により算定されるとされており、流出係数（ f ）、降雨強度（ r ）、集水面積（ A ）がパラメーターとされている（乙92）。

この合理式で使用される降雨強度は、雨の降り方が時間とともに変動し、変動のパターンも無限にあるものであることから、河川や開発区域の上流に降った雨水の流下時間を考慮して、当該流下時間内の平均的な降雨の状況を示したものであって、降雨の継続時間（10分間、1時間、1日など）における降雨量と継続時間から、その降雨が1時間続いた場合の値（単位： mm/h ）である（乙54の1の126頁）。この値こそが、防災調整池などの洪水調節量を算定するために用いられるべきものである（乙46の1の9頁、乙46の2の9頁及び10頁）。

（ウ）鈴木意見書が「西側流域」について調整池技術基準を用いて論じていることの誤り

鈴木意見書は、新産業廃棄物最終処分場の西側の新設道路以西（処分場の敷地外）を「西側流域」と称して、これと新産業廃棄物最終処分場の防災調整池の能力との関係を、調整池技術基準を用いて論じている（甲19の2頁及び3頁）。

しかし、新産業廃棄物最終処分場及び新設道路の整備後においては、新産業廃棄物最終処分場の新設道路を挟んだ西側は、新設道路によってそれぞれ東西に分割されることになるところ、新産業廃棄物最終処分場内の埋立地（産業廃棄物を埋め立てる部分）の外周（埋立地の南側及び東側）の雨水については、整備する暗渠管や雨水排水側溝から防災調整池を経て、鮎川へ

放流することとなる（乙54の1の117頁及び118頁）から、調整池技術基準が関係するが、新産業廃棄物最終処分場の新設道路を挟んだ西側（新産業廃棄物最終処分場の敷地外）は、そもそも土地の形状形質の変更を伴う開発を行う計画はないから、調整池技術基準は関係しない。

また、上記アで述べた水文調査によると、本件処分場予定地から南西側に位置する流域1（原告らのいう「西側流域」が含まれる流域）については、降雨量の74.7%が、本件処分場予定地内の地点1（当該水文調査における流量観測地点。乙51の4の7頁、乙54の2の70頁、乙69）に至るまでには、蒸発散することが明らかになっている（乙51の4、乙54の2）。

その上、新設道路には、道路法に基づき県道の構造の技術的基準等を定める条例（平成24年茨城県条例第80号。道路法の規定に基づき、県道を新設等する場合における県道の構造の技術的基準等を定めるもの）所定の側溝を整備するほか、訴外日立セメント株式会社が本件処分場予定地で採掘を行っていた際に設置した本件処分場予定地の西側に存する水路に代えて、これと同等の機能を有する水路を新たに新設道路の西側に整備する計画としている。

したがって、たとえ新設道路の西側への降雨による水で、蒸発散しなかった水があるとしても、その水は、それらの側溝や水路に流入し、本件処分場予定地に流入することは、通常考えられない。

そもそも、新設道路を挟んだ西側（新産業廃棄物最終処分場の敷地外）は、土地の形状形質の変更を伴う開発を行う計画は

なく、地下水や表流水の分布ないし流動状況に影響が発生するものではないから、側溝や水路に流入する雨水が、現状以上に鮎川に大きな影響を与えるものではない。

なお、側溝や水路に流入する雨水の鮎川への放流について、被告は、鮎川の当該放流地点に係る区間を管理する日立市長と協議を行っているところであり、当然ながら、雨水の鮎川への放流には、十分に配慮していく。

(エ) 鈴木意見書における本件処分場予定地の「西側流域」に降った雨に対する防災調整池の容量の計算方法の誤り

鈴木意見書は、「防災調整池構造・機能は基準化されており、(洪水調節容量の算定方法 その2)として、必要な調節容量の算定式が準備されている。そこで、この式を準用して参考までに、必要な調節容量：Vを算定してみると、28万m³にもなる。ただし、f：流出係数0.708、A：流域面積81.47ha、rc：調整池下流の流下能力に対応する降雨強度14.75mm/hr、ri：水防法の降雨継続時間12時間の規定値584mmに対応する平均降雨強度48.7mm/hr、ti：任意の継続時間720minとし、算定式は $V = (ri - rc / 2) \cdot 60 \cdot ti \cdot f \cdot A / 360$ (=285,800m³)である。」としている(甲19の3頁)。

鈴木意見書は、「西側流域」と称する流域面積「81.47ha」について、調整池技術基準の算定式を用いて、防災調整池の調節容量を独自に算定しているが、上記(ウ)で述べたとおり、新産業廃棄物最終処分場の新設道路を挟んだ西側(新産業廃棄物最終処分場の敷地外)は、そもそも土地の形状形質の変更を伴う開発を行う計画はないから、調整池技術基準は関係し

ない。新産業廃棄物最終処分場の新設道路を挟んだ西側について、開発の有無という前提を考慮せずに、一律に、調整池技術基準の算定式を用いて、防災調整池の調節容量を論じることは誤りである。

また、仮に、鈴木意見書のように、調整池技術基準の算定式を用いることとした場合であっても、同意見書は、算定式に当てはめる降雨強度を水防法の想定最大規模降雨の値としていることから、同意見書の値は、過大で、非現実的な値となっている。

いずれにしても、新産業廃棄物最終処分場及び新設道路の整備後においては、新産業廃棄物最終処分場内の埋立地（産業廃棄物を埋め立てる部分）の外周（埋立地の南側及び東側）の雨水については、調整池技術基準に基づき整備する防災調整池により調節し鮎川へ放流するものであり、新設道路の雨水排水は道路法に基づき県道の構造の技術的基準等を定める条例所定の側溝により鮎川へ放流するものである。新産業廃棄物最終処分場の新設道路を挟んだ西側（新産業廃棄物最終処分場の敷地外）は、そもそも土地の形状形質の変更を伴う開発を行う計画はないから、鈴木意見書が「西側流域」について調整池技術基準を用いて防災調整池の調節容量を算定していることは前提からして失当であり、仮に、調整池技術基準を用いてみたとしても、鈴木意見書の算定は、独自の考え方に基づく計算にすぎない。

(4)「4 本件処分場の防災調整池の能力、浸出水処理施設の能力について」(10頁及び11頁)について

ア 原告らは、洪水災害の危険性を避けるためには、調整池容量の算定には、水防法の降雨量を適用することが必要である旨主張し

ている。

しかし、上記1(3)で述べたとおり、想定最大規模降雨は、適切な避難場所の設定等の円滑かつ迅速な避難等のための措置を講じること等の一層効果的な避難の確保を図ることを目的とする洪水浸水想定区域の指定のための基準であり、河川整備の基準ではないし、ましてや、新産業廃棄物最終処分場の施設整備の基準でもない。

また、原告らは、被告が計画する防災調整池が、水防法の降雨量に比べて極めて能力が低い旨主張しているが、上記のとおり、水防法に規定する想定最大規模降雨は、適切な避難場所の設定等の円滑かつ迅速な避難等のための措置を講じること等の一層効果的な避難の確保を図ることを目的とする洪水浸水想定区域の指定のための基準であり、これを新産業廃棄物最終処分場の防災調整池の整備に当てはめる前提からして失当である。

新産業廃棄物最終処分場における防災調整池は、被告準備書面(2)の17頁で述べたとおり、短時間の強い雨による雨水が流れ込むことを想定して必要容量を考えていく必要があるため、その必要容量については、調整池技術基準に準拠し、下流河川の流下能力に見合っただけ洪水調節する必要調節容量(防災調整池の容量)を算定することとした(乙54の1の124頁)。

その算定に当たっては、調整池技術基準に基づき、「流出係数」(河川流域における降水量のうち河川に流れ込む量の割合)、「流域面積」(基本計画における新産業廃棄物最終処分場の雨水排水エリア。36.83ha)、「降雨強度」(流下時間内の平均的な状況を示したもの)を用いて算出した洪水調節容量に、堆砂量(上流から流れ込み防災調整池の底に溜まると想定される土砂)を加え

て算定した結果、約3万1000 m^3 とした（乙54の1の125頁ないし127頁）。

また、近年発生している集中豪雨等の気象状況を踏まえ、関東・東北豪雨が発生した特定の1日（2015年9月9日）の降雨実績を基にシミュレーションを実施し検証した結果、約3万1000 m^3 の容量の防災調整池であれば対応可能であることが確認されている（乙54の1の127頁及び128頁）。

さらに、被告は、基本計画を踏まえた基本設計を行い、防災調整池については、新産業廃棄物最終処分場の東側及び南側の法面部（鉾山の掘削に伴い生じたもの）の安全対策として、当該法面部のモルタル吹付施工を追加したことにより、当該法面部の吸水量が減少することから、雨水の集排水計画を見直して、防災調整池の容量を増やし、（約3万1000 m^3 から）約3万5000 m^3 としており（乙78の3頁）、被告が計画する防災調整池が、水防法規定の降雨量に比べて極めて能力が低いという原告らの主張は、誤りである。

イ 原告らは、浸出水処理施設についても、施設の特異性を鑑みて、安全性を高めるよう降水量には水防法の規定を適用すべきである旨主張している。

しかし、原告らのいう施設の特異性が何を指すのか明らかではないが、被告は、被告準備書面（2）の13頁及び14頁で述べたとおり、整備要領に基づき、最大年間降水量や最大月間降水量を加味するとともに、近年頻発する集中豪雨も想定した施設規模（浸出水処理施設規模を400 m^3 /日と決定し、調整槽容量はエコフロンティアかさまの3倍の容量である3万300 m^3 程度を確保することとしている。）としているところ（乙54の1の90頁

ないし102頁)、気象庁が設定する極端現象(極端な高温/低温や強い雨など、特定の指標を越える現象のことで、具体的には、日最高気温が35度以上の日(猛暑日)や1日の降水量が200mm以上の強い雨などがある。)の内、降水量200mm/日及び400mm/日を想定し算定した結果、設定した施設規模により発生する浸出水を滞りなく処理することが可能であることを確認している(乙54の1の102頁)。

なお、上記1(3)で述べたとおり、想定最大規模降雨は、避難行動を優先するため、被害が最大となるように設定された洪水浸水想定区域のための計算条件であって、産業廃棄物最終処分場の整備の基準ではない。

また、原告らは、浸出水処理施設や調整槽において処理することができない表流水又は地下水が、処分場内に貯留され、処分場からあふれ、又は未処理のまま、種々の有害物質を含んで鮎川に放流されることになる旨主張している。

しかし、新産業廃棄物最終処分場の埋立地内からの浸出水(廃棄物の埋立地そのものに降った雨水)については、浸出水集排水施設から浸出水処理施設に送り浄化した後、公共下水道へ放流することとしている(乙54の1の79頁及び103頁)。

また、浸出水は、浸出水調整槽で砂等を取り除いた上で、カルシウム除去、生物処理、砂ろ過の工程により浄化処理を行った上で公共下水道への放流を行うこととしている。

カルシウム除去設備では、薬品を活用してカルシウムの凝集沈殿除去を行い、続く生物処理設備では、微生物の働きにより浸出水中に含まれるBOD(生物化学的酸素要求量)やCOD(化学的酸素要求量)の成分を除去したのち、高度処理設備で、処理水

に残存する浮遊物質を砂ろ過により除去し、下水道への放流基準に適合するよう処理することとしている（乙54の1の110頁ないし113頁）。

さらに、下水道への放流水（浸出水処理水）の水質は、下水道による排水基準等を基に設定するものであり、エコフロンティアかさまと同様に下水道排除基準を基に設定することとしている（乙54の1の108頁及び109頁）。

地下水については、地下水集排水管により集水し、水質を地下水ピットで確認し、電気伝導率に異常が無ければ防災調整池を経て鮎川へ放流することとし、万が一、異常があった場合は、経路を浸出水処理施設の調整槽に切り替えて処理を実施することとしている（乙54の1の114頁及び115頁）。

上述したように、被告は、浸出水や地下水について、周辺環境に影響のないように処理する計画であることから、本件処分場予定地は、大雨によって、下流地域に水害のみならず、汚染被害をもたらすことが予想される地域との原告らの主張は、誤りである。

(5) 「5 カスリーン台風時の浸水被害の状況について」（11頁及び12頁）について

原告らは、本件処分場予定地周辺において、カスリーン台風時に著しい浸水被害があったと主張している。

しかし、被告準備書面（2）48頁で述べたとおり、日立市が発行した「日立の災害記録」において、本件候補地周辺及び鮎川については、気象庁のいうような洪水や洪水災害があったとの記録は見当たらない。

また、国土地理院のウェブサイトで公開されている自然災害伝承碑情報や、日立市が発行した「日立市史」等の日立市の歴史、災害等

について書かれた書籍を調査しても、本件処分場予定地周辺及び鮎川については、気象庁のいうような洪水や洪水災害があったとの記録は見当たらない。

(6)「6 唐津沢の現状について」(12頁)について

ア 原告らは、鈴木意見書(5頁)を引用して、本件処分場予定地について、現状では、採石場跡地が窪地となっており、57万2600 m^3 の貯留能力があると主張している。

しかし、上記(2)ウで述べたとおり、この容量については、その算定方法が示されておらず、また、何をもって「確認されている」のかも不明であり、当該窪地が57万2600 m^3 の容量があるとする主張の根拠が不明である。

イ また、原告らは、本件処分場予定地の現状は窪地で、鮎川流域の浸水被害を防止できているが、新産業廃棄物最終処分場の整備により、貯留能力を完全に喪失させてしまい、本件処分場予定地が「浸水確定区域」となるなどと主張している。

しかし、上記第4の3の(2)ウで述べたとおり、ダムの洪水調節とは、上流からの流入量の一部を放流し、残りをダムに留めることで、ダム下流の河川水位の上昇を抑えて浸水被害を軽減するものであるところ(乙91の6頁)、当該窪地(湛水)は、単に水が溜まっているだけであり、上記のような洪水調節の機能を有していない。

また、被告は、本件処分場において、近年の集中豪雨にも対応可能な容量の浸出水処理施設や防災調整池を整備し、浸出水については、施設で浄化した上で公共下水道へ放流し、雨水や地下水については、防災調整池を経て、流量調整をしながら鮎川へ放流を行うのであるから、本件処分場が整備されることにより、本件

処分場自体が一種の洪水調節機能を有することとなる。

また、事業団が、本件処分場の建設から産業廃棄物の埋立期間が終了するまでの間は当然のこと、埋立期間終了後においても、浸出水の処理や地下水の水質検査といった維持管理を長期間にわたって行うこととなるから、現状のような単に水が溜まっているだけの採石場跡地として存続するに比して、上記のような機能を有する本件処分場が整備されることによって、一層雨水処理能力が高くなるのである。

原告らは、何らの根拠もなく、本件処分場予定地が「洪水確定区域」（法令上そのような区域はない。）になるなどと断定しているにすぎない。

ウ 被告は、本件候補地の選定に当たり、法令上の規制区域や立地上の制約区域に該当するものについては候補地から除外した上で本件候補地を選定しており、また、選定後の新産業廃棄物最終処分場基本計画策定においても、適切な雨水や地下水、浸出水処理に係る考慮をしており、被告の判断の基礎に何ら瑕疵はなく、また、判断の内容にも何ら妥当性を欠くところはないことから、被告の判断に何ら裁量権の逸脱・濫用はない。

以 上

(別紙)

令和3年度新最終処分場周辺道路整備事業費 執行状況

(単位：円)

	業務名	委託業者	令和3年度					R3-R4 繰越額計	令和4年度												執行額計	不用額
			当初 予算	前払金			R3支出額計		最終補正	R4契約		変更契約		前払金			精算払			R4支出額計		
				請求日	金額	支払日				契約額	契約日	契約額	契約日	請求日	金額	支払日	請求日	金額	支払日			
浦 津 新 設 道 路	新産業廃棄物最終処分場周辺新設道路 道路 予備設計・交通量推計調査業務委託	パシフィックコンサ ルタンツ株式会社		R3.9.9	7,931,000	R3.9.22	7,931,000	19,513,000	-	-	7,073,000	R5.1.26	-	-	-	R5.2.20	25,586,000	R5.3.6	25,586,000	33,517,000	△ 6,073,000	
	新産業廃棄物最終処分場周辺新設道 路 測量業務委託(その1)	国土建設コンサル タント株式会社		-	-	-	-	24,980,000	-	-	△ 594,000	R5.1.30	-	-	-	R5.4.3	23,386,000	-	23,386,000	23,386,000	1,594,000	
	新産業廃棄物最終処分場周辺新設道 路 測量業務委託(その2)	株式会社コウノ		R3.9.1	3,800,000	R3.9.13	3,800,000	10,180,000	-	-	6,248,000	R5.1.27	-	-	-	R5.4.3	15,428,000	-	15,428,000	19,228,000	△ 5,248,000	
	新産業廃棄物最終処分場周辺新設道 路 測量業務委託(その3)	有限会社グリーン都 市開発設計		-	-	-	-	16,510,000	-	-	3,520,000	R5.1.31	-	-	-	R5.4.7	19,030,000	R5.4.20	19,030,000	19,030,000	△ 2,520,000	
	新産業廃棄物最終処分場周辺新設道 路 測量業務委託(その4)	株式会社高萩エンジ ニアリング		-	-	-	-	19,350,000	-	-	44,000	R5.1.27	-	-	-	R5.4.3	17,094,000	-	17,094,000	17,094,000	2,256,000	
	新産業廃棄物最終処分場周辺新設道 路 測量業務委託(その5)	中央技術株式会社		R3.9.1	3,800,000	R3.9.13	3,800,000	27,288,000	-	-	10,263,000	R5.1.27	-	-	-	R5.4.3	19,201,000	-	19,201,000	23,001,000	8,087,000	
	地質調査	-		-	-	-	-	132,795,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	132,795,000
詳細設計	-		-	-	-	-	163,447,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	163,447,000	
	計				15,531,000			414,063,000			26,554,000			0		119,725,000		119,725,000	135,256,000	294,338,000		
浦 津 改 修 道 路	測量業務委託	株式会社安藤測量設 計		-	-	-	-	0	2,575,960	R4.10.4	1,375,000	R5.2.17	-	-	-	R5.3.16	3,950,960	R5.3.23	3,950,960	3,950,960	△ 3,950,960	
	地質調査業務委託	関東地質株式会社		-	-	-	-	0	10,780,000	R4.10.14	110,000	R5.2.24	R4.10.28	3,000,000	R4.11.4	R5.3.22	7,890,000	R5.3.29	10,890,000	10,890,000	△ 10,890,000	
	橋梁詳細設計業務委託(その1)	株式会社常陸設計		-	-	-	-	0	18,062,000	R4.10.14	154,000	R5.3.2	-	-	-	R5.4.7	18,216,000	R5.4.14	18,216,000	18,216,000	△ 18,216,000	
	橋梁詳細設計業務委託(その2)	株式会社関東計画研 究所		-	-	-	-	0	18,095,000	R4.10.14	330,000	R5.3.2	-	-	-	R5.4.7	18,425,000	R5.4.14	18,425,000	18,425,000	△ 18,425,000	
	小計				0			0	49,512,960		1,969,000			3,000,000		48,481,960		51,481,960	51,481,960	△ 51,481,960		
浦 津 改 修 道 路	路線測量業務委託	北美測量株式会社		-	-	-	-	0	4,521,000	R4.7.7	1,034,000	R4.11.14	-	-	-	R5.4.10	5,555,000	R5.4.18	5,555,000	5,555,000	△ 5,555,000	
	道路予備設計業務委託	中央開発株式会社		-	-	-	-	0	3,597,000	R4.7.11	1,012,000	R4.11.25	-	-	-	R5.4.7	4,609,000	R5.4.14	4,609,000	4,609,000	△ 4,609,000	
	小計				0			0	8,118,000		2,046,000			0		10,164,000		10,164,000	10,164,000	△ 10,164,000		
	計				0			0	57,630,960		4,015,000			3,000,000		58,645,960		61,645,960	61,645,960	△ 61,645,960		
	合計		511,214,000		15,531,000		15,531,000	▲ 81,620,000	414,063,000		57,630,960			30,569,000		3,000,000		178,370,960	181,370,960	196,901,960	232,692,040	